【指定共同生活援助(外部サービス利用型)】 主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
第1章 総則			
指定障害福祉サービス事業者の一般原則			
(1) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。			適・否
(2) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の 保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障 害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供 に努めなければならない。	90第4条第2		
(3) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。			
第15章 共同生活援助			
第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基	本方針並び	に人員、設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針			
1 この節の趣旨			
第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画を設めて、以これの作成、相談その他の日常生活上の援助計のといる行後の定着に必要な援助(第201条(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が受許したので移行後の定着に必要な援助(第201条(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が受許した。)をである入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護事であるところによる。という。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに大員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	90第201条		· 否
2 基本方針			
外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている当境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	90第201条		適 · 否
第2款 人員に関する基準			
1 従業者の員数	TOJE 5 P		' 本
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者 (以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利 用型指定共同生活援助事業所」という。) に置くべき基本 サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりと する。	90第201条	5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (1) 人員に関する基準 ① 世話人(基準第213条の14第1項第1号)(第十五の5の(1))指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の(1)及	適 · 否

	•		
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業 所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以 上		び(3)を参照されたい。ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除して得た数以上とする。 (参考)第十五の1	
		(1) 世話人(基準第208条第1項第1号) 指定共同生活援助事業所における世話人の員数について は、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者 の数を6で除して得た数以上とする。 (例) 利用者を12人とし、当該指定共同生活援助事業所にお ける常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所 における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ 数を、1週間の間に、40時間×(12÷6)人=延べ80時間以 上確保する必要がある。	
		(3) 世話人及び生活支援員の要件等 ① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。	
二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区 分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が30以下 1以上 イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超え て30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		② サービス管理責任者(基準第213条の14第1項第2号) (第十五の5の(1)) 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の(4)及び(5)を参照されたい。 (参考)第十五の1	
		(4) サービス管理責任者(基準第208条第1項第3号) 指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。	
		(5) サービス管理責任者と他の職務との兼務について(基準第208条第3項) 指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。	
2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただ し、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	平24県条例 90第201条 の14第2項		
3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	90第201条		
2 管理者			
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、インサービス利用型指突共同体活体助事業所の管理し	90第201条 の15(第	④ 管理者(基準第213条の15) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の (7)の①を参照されたい。	適・否
し、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上 支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活		 (参考)第四の1の(7)	

支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設 等の職務に従事させることができるものとする。

(参考) 第四の1の(7)

① 管理者の専従

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者 は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供す 90第201条

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
るために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。	の15(第 197条第2項 準用)	とする。 ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者こくは従業者事業所又は施設等の管理者、当該他の事大のは施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、た、事故発生時等の緊急、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	
第3款 設備に関する基準			

設備

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活 | 平24県条例 | (2) 設備に関する基準 (基準第213条の16) 住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域 90第201条 住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所の16(第 により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以 198条第1項 下「入所施設」という。) 又は病院の敷地外にあるように 準用) しなければならない。

(第十五の5)

否

滴

基準第210条については、外部サービス利用型指定共同生 活援助について準用されるものであることから、2を参照さ れたい。

(参考) 第十五の2

(1) 立地(基準第210条第1項)

指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対し て、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとと もに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保す る観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではな 、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の 機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道 府県知事が確認することを求めたものである。

この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法 (昭和43年法律第100号) その他の法令の規定や、土地の所 有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助 事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の 環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきも のである。なお、この規定は、平成18年9月30日において現 に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要 があることを示したものではないこと。

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、1以 平24県条例 上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型 90第201条 住居を設置しようとする者により設置される当該サテライ ト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型 198条第2項 住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住 準用) 居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは 別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。 を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライ ト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

の16 (第

(2) 事業所の単位(基準第210条第2項)

指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居 ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライ ト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテラ イト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型 住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住 居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別 の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。 く。以下この(2)、(3)の①及び③から⑤まで並びに (4)において同じ。)を指定共同生活援助事業所として指 定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同 生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上 でなければならないものとする。

なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共 同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所 から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であっ て、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないな ど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供 に支障がない範囲をいうものである。

(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性 平24県条例 (3) 共同生活住居(基準210条第3項から第5項まで) に応じて工夫されたものでなければならない。

90第201条 の16 (第 198条第3項 準用)

「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食 便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。 マンション等の建物において、複数の利用者が共同 生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該 住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同 生活住居として定めるものとする。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第4項及び第5項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと。	
		また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。	
		② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。	
		③ ①の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のアからエまでのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。	
		ア 指定共同生活援助の提供に加え 指定地域定着支援事業 や指定短期入所事業を実施すること又は地域生活支援拠点等 の拠点コーディネーター及び法第77条第3項第1号に規定す る関係機関との連携及び調整に従事する者を配置すること等 により、地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の 確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている 障害者等を支援するための体制を確保すること	
		イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することについて、市町村による障害福祉計画に地域生活支援 拠点等の整備の一環として位置づけられていること	
		ウ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること	
		エ 1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。)を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること	
		④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及び サテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に 必要な通信機器を設けるものとすること。なお、当該通信機 器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されて いる必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。	
(4) 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人	平24県条例 90第201条 の16(第	⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。 ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合	
(知事が特に必要があると認めるときは30人) 以下とすることができる。	198条第4項 準用)	2 人以上10人以下 イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合 2 人以上20人以下	
		ウ 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利 用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画におい て定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必 要と認めた場合 21人以上30人以下	
する場合であって、知事が特に必要があると認めるとき は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定	90第201条 の16(第 198条第5項	エ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居 定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であっ て、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後 に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難で あると都道府県知事が認めた場合 2人以上30人以下(ただし、改築後の共同生活住居の入居定 員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を 上限とする)	
6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。	90第201条 の16(第	(4) ユニット (基準第210条第6項から第8項まで)「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。	
7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。	平24県条例 90第201条 の16(第 198条第7項 準用)	①ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。	
8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。 一 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	90第201条 の16(第	②ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互 交流を図ることができる設備を設けるものとすること。ま た、これらの設備(居室を除く。)については、原則として 利用者(サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト 型住居の利用者を含む。)及び従業員が一堂に会するのに十 分な広さを確保するものとする。	
ニ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。		③居室の定員については、1人とすること。 ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。 なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。	
		④居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳) 以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。	
		⑤居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。	
9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。 一 入居定員を1人とすること。 二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 三 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メート ル以上とすること。	90第201条 の16(第 198条第9項 準用)	(5) サテライト型住居(基準第210条第9項) ① サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。	
		② サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。	
		③ サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。ア サテライト型住居の入居定員は、1人とする。イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。	
第4款 運営に関する基準			

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給 平24県条例 (3) 運営に関する基準 (第十五の5) 決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利 用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の 特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対 し、第201条の19に規定する運営規程の概要、従業者の勤

	1		1	
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	哲否
務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	平24県条例 90第201条 の17第2項	対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者運営し、当該外部・ビス利用型指定共同生活援助事業所の選集者の無理を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を		
		また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地イ当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日オ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。		
2 提供拒否の禁止		L		
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な 理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供 を拒んではならない。	90第201条 の22(第12 条準用)	(3) 提供拒否の禁止(基準第11条)(第三の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 「略」 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合である。	適	· 否
3 連絡調整に対する協力	I		1 \	
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又 は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が 行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	90第201条	(4) 連絡調整に対する協力(基準第12条)(第三の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。	適	· 否
4 受給資格の確認	亚山田 左尾	(a) T. is Note that a relies of 1 (4) Site May 1, 15 \ (bloom - a)	\- \	
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合 は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有 無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとす る。	90第201条 の22(第15	(6) 受給資格の確認(基準第14条)(第三の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に係る訓練等 給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限ら れるものであることを踏まえ、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の	道	• 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適	否
		提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支 給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなけ ればならないこととしたものである。		
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	I	1		
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	90第201条 の22(第16	(7) 訓練等給付費の支給の申請に係る援助(基準第15条) (第三の3) ① 支給決定を受けていない利用者 基準第15条第1項は、支給決定を受けていない者から利用 の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やか に訓練等給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするも のである。	適	· 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	90第201条 の22(第16	② 利用継続のための援助 同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に 伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用す る意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あ らかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことがで きるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたもので ある。		
6 心身の状況等の把握	1			
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ ればならない。	の22(第17		適	• 否
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等				
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	90第201条 の22(第18 条第1項準		適	· 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	90第201条 の22(第18			
8 サービスの提供の記録	•			
サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外	90第201条	(2) サービスの提供の記録(基準第53条の 2) (第四の 3) ① 基準第53条の 2 第 1 項は、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、その時点での外部サービス利用型指定共同生活援助の利用状況等を把握できるようにするため、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。	適	• 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けなければならない。	90第201条	② 利用者の確認 基準第53条の2第2項は、同条第1項のサービスの提供の 記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する 観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。		
9 入退居				
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。) に提供するものとする。		(1) 入退居(基準第210条の2) (第十五の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居へ の入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提 供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項及び居 宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助 に関する事項を定めたものである。	適	· 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。	平24県条例 90第201条 の22(第 198条の2 第2項準 用)			

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。	90第201条 の22(第		
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	90第201条		
10 入退居の記録の記載等		I	
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。	90第201条 の22(第	(2) 入退居の記録の記載(基準第210条の3) (第十五の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなけれ	適 •
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。		ばならないこととしたものである。	
11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決	L 上定障害者等	 に求めることのできる金銭の支払の範囲等	
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が外部 サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害 者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該 金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであっ て、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であ るものに限るものとする。	90第201条 の22(第21 条第1項準	(10) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第20条) (第三の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第21条第1項から第3項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ① 外部サービス利用型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。	適・
(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、第201条の22において準用する第198条の4第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。	90第201条 の22(第21 条第2項準	② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	
12 利用者負担額等の受領			
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決 定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に 係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	90第201条 の22(第 198条の4 第1項準	(3) 利用者負担額等の受領(基準第210条の4) (第十五の3) ① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。	適・
	用)	(参考)第三の3の(11) ① 利用者負担額の受領 基準第21条第1項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。	
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定 代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助 を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利 用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用 基準額の支払を受けるものとする。	90第201条 の22(第	② 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	+H +Hn >+ _ /*/	1	
	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
	7137	額(その額が現に当該居宅介護に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。	
3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前 質の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共 E活援助において提供される便宜に要する費用のうち、 こ掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることが さる。 一 食材料費	司 90第201条 次 の22(第	② その他受領が可能な費用の範囲 (第十五の3の(3)) 基準第210条の4第3項は、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、外部 サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に 要する費用のうち、	
一 長村村貢二 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別	ı	ア・食材料費	
合付費が利用者に支給された場合(同条第2項において 用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付 が利用者に代わり当該外部サービス利用型指定共同生活 力事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に 5家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第 条第5項の規定により当該利用者に支給があったものと	準費 爰系 99 み	フ 展刊行員 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められ るもの	
よされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度 トる。)	٤	の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対 象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目に	
三 光熱水費		よる費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。	
四 日用品費			
五 前各号に掲げるもののほか、外部サービス利用型指 E共同生活援助において提供される便宜に要する費用の 5、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 5って、支給決定障害者に負担させることが適当と認め	うで	なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日障発第1206002号当職通知)によるものとする。	
isto		また、入居前の体験的な利用(以下「体験利用」という。)に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。	
		③ 食材料費の取扱い食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。	
4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前 質の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領 Eを当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付 よければならない。	仅 90第201条	(参考)第三の3の(11) ④ 領収証の交付 同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合 には当該利用者に対して領収証を交付することとしたもので ある。	
5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第 質の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ b、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費 こついて説明を行い、支給決定障害者の同意を得なけれ よらない。	90第201条 用 の22(第	⑤ 利用者の事前の同意 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。	
3 利用者負担額に係る管理			
1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支記を定済者(入民前の休齢的な外部サービス利用型指定			適・否

決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共 90第201条 同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該外の22(第 部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部 158条第1 サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉 サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定 共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当 該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を 提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければ ならない。

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給平24県条例決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共90第201条 同生活援助を受けている者に限る。) の依頼を受けて、当 の22 (第

項準用)

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定 障害者が同一の月に、外部サービス利用型指定共同生活援助 以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月におけ る利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、 指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者 別外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。) こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

158条第3

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	項準用)		
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定 代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生 活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決 定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給 付費の額を通知しなければならない。	90第201条 の22(第24	Ø3)	適・否
201条の22において準用する第198条の4第2項の法定代理	90第201条 の22(第24 条第2項準	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	
15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針		<u> </u>	
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「外部サービス利用型共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	198条の5 第1項準 用)		適 · 否
(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。			
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。	90第201条 の22(第 198条の5 第3項準		
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	90第201条 の22(第		
(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その 提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価 を行い、常にその改善を図らなければならない。			

16 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等

- サービス管理責任者に外部サービス利用型指定共同生 90第201条 活援助に係る個別支援計画(以下「外部サービス利用型共 の22(第60① 外部サービス利用型共同生活援助計画 同生活援助計画」という。)の作成に関する業務を担当さ 条第1項準 せるものとする。
- (2) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活 平24県条例 援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者 90第201条 その有する能力、その置かれている環境及び日 常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活 条第2項準 や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行う とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に 配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができ るように支援する上での適切な支援内容の検討をしなけれ ばならない。
- アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定 することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援 90第201条 について丁寧に把握しなければならない。
- (4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わな ければならない。この場合において、サービス管理責任者 90第201条 は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得 の22 (第60 なければならない。
- (5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の 検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意 向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるため の課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及び その達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提 供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共 同生活援助計画の原案を作成しなければならない。 合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事 業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外 の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携 も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位 置付けるよう努めなければならない。
- (6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活 平24県条例 援助計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対す 90第201条 る外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担 の22 (第60 当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活 条第6項準 用して行うことができるものとする。) を開催し、当該利 用) 用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに 項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画の原案 の内容について意見を求めるものとする。
- (7) サービス管理責任者は、第5項に規定する外部サービ ス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又 90第201条 はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得の22 (第60 なければならない。
- (8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活 平24県条例援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同 90第201条 生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交 付しなければならない。
- (9) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活 援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画 90第201条 の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメン の22 (第6 トを含む。以下「モニタリング」という。)を行うととも に、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同用) 生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス 利用型共同生活援助計画の変更を行うものとする。
- (10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たって は、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うことと 90第201条 特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わの22(第60 なければならない。

用)

の22(第60 用)

平24県条例 条第3項準 用)

平24県条例② 条第4項準 用)

平24県条例 90第201条 の22 (第60 条第5項準 用)

平24県条例 条第7項準

平24県条例 の22 (第60 条第8項準 用)

平24県条例 の22 (第60 条第9項進

平24 県 条 例 条第10項準

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者 平24県条例 (7) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等(基準第一 58条) (第四の3)

基準第58条においては、サービス管理責任者が作成すべき 外部サービス利用型共同生活援助計画について規定してい

外部サービス利用型共同生活援助計画は、利用者及びその 家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の 質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及 びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提 供する上での留意事項等を記載した書面である

また、外部サービス利用型共同生活援助計画は、利用者の 置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて 利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用 者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用 者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で の適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定する ことに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行う を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等 の22 (第60 ため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について 丁寧に把握しなければならない。

サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成 したサービス等利用計画を踏まえて、当該外部サービス利用 型指定共同生活援助事業所以外の保健医療サービス又はその 世間においている。 他の福祉サービス等との連携も含めて、外部サービス利用型 共同生活援助計画の原案を作成し、以下の手順により外部 サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援を実施するも のである。

個別支援会議の開催

利用者及び当該利用者に対する外部サービス利用 型指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集し て行う会議を開催し、当該利用者の希望する生活及 びサービスに対する意向等を改めて確認するととも に、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に ついて意見を求めること

個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにお ける意思決定支援会議と一体的に行われることが考 えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施す るために、個別支援会議とは別に開催することも差 し支えない。

なお、個別支援会議については、原則として利用 者が同席した上で行わなければならないものである ただし、例えば当該利用者の病状により、会議へ の同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場 合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、 同席以外の方法により希望する生活及びサービスに 対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の 説明 · 同意

当該外部サービス利用型共同生活援助計画の原案 の内容について、利用者及びその家族に対して説明 し、文書により当該利用者の同意を得ること。

外部サービス利用型共同生活援助計画の交付 利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援又 は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者へ当該 外部サービス利用型共同生活援助計画を交付するこ

また、サービス管理責任者は、サービス等利用計 画を踏まえた外部サービス利用型共同生活援助計画 の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が 実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係 る必要な情報を共有する等により相互連携を図るこ

エ モニタリング

当該外部サービス利用型共同生活援助計画の実施 状況の把握及び外部サービス利用型共同生活援助計 画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行う 必要があること。)を行うこと。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
一 定期的に利用者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11) 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する 外部サービス利用型共同生活援助計画の変更について準用 する。	用) 平24県条例 90第201条 の22(第60 条第11項準 用)	なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。	
17 サービス管理責任者の責務			
(1) サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	90第201条 の22(第 198条の 6 第1項準 用)	(4) サービス管理責任者の責務(基準第210条の6) (第十五の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成及び第四の3の(8)の①のアからウまでに掲げる業務のほか、②に規定する内容に従うとともに、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が刊別に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。 (参考)第四の3の(8) ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと ② 指定療養介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと ③ 他の従業者に対して、指定療養介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと	適・酒
(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	90第201条		
18 相談及び援助	•		•
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	90第201条 の22(第62	(9) 相談及び援助(基準第60条) (第四の3) 基準第60条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。	適・ 2
19 介護及び家事等			
(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 (2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。	90第201条 の22(第 199条第 1 項準用) 平24県条例 90第201条 の22(第	(6) 介護及び家事等(基準第211条) (第十五の3の(6)) ① 支援の基本方針 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように外部サービス利用型指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。また、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。	· 酒 · ?
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(外部サービス利用型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。	199条第 2 項準用) 平24県条例 90第201条 の22(第 199条第 3	② 家事等の実施の方法 基準第211条第2項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。 ③ 居宅介護等の利用の制限 同条第3項は、外部サービス利用型指定共同生活援助は、	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。なお、指定重度障害者等包括支援として提供される外部サービス利用型指定共同生活援助については、この限りではない。 ④ サテライト型住居の入居者への支援	
		サテライト型住居の入居者に対しては、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。	
		なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として1 日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び 訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメント に基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであ り、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やそ の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ず しも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短 時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定するこ と。	
		サテライト型住居を設置する外部サービス利用型指定共中戸ライト型住居を設置する外部中一ビス利用型指定共中戸ライト型住居の入居者が、心しで当該して、一般住宅において、福祉サービス当まできる。とのでは、一般住宅等へを関係を含め、定期的に検討を行うともにに、当まる場所できる。との大きをとの情に、者するとのである。との大きをとの大きには、一般性では、一般性では、一般性のでは、一般性をでは、一般性をでは、一般性のでは、一般性をでは、一般性を対して、一体性を対して、一体性を対し、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対し、一体性を対して、一体性を対して、一体性を対し、一体性を対して、一体性を対し、一体性を対し、一体性を対して、一体性を対し、	
20 社会生活上の便宜の供与等			
		(7) 社会生活上の便宜の供与(基準第211条の2)(第十五の3の(7)) ① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が 充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する 他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会 生活上の支援に努めなければならないこととしたものであ る。	適· 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。	90第201条	② 手続等の代行 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。	
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		③ 家族との連携 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の 家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保す るよう努めなければならないこととするものである。	
21 地域との連携等			
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、地 域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等 の地域との交流を図らなければならない。	90第201条	(5) 地域との連携等(基準第210条の7) (第十五の3) ① 基準第210条の7第1項は、指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、地域の住民やボランティア団	適・否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができれる協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができれる協議会(テレビ電話装置の第2010において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむれ1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、、当該地域連携推進会議の構成員が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。 (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとも	平24県条例 90第201条 の22(第 198条の7 第2項 用) 平24県の 90第201第 の22(の7 第3 第3 第 198条項 平24県の 90第201第 平24県の 90第201条	体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければ ならないこととしたものである。	適合
に、当該記録を公表しなければならない。	の22(第 198条の7 第4項準 用) 平24県条例 90第201条 の22(第	機器を設定しなければならない。なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならないこと。 ④ 地域連携推進会議における報告等の記録は、同条第4項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。 ⑤ 同条第5項に規定に基づき、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価と実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況(実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果)を公表するとともに、その記録を5年間保存しな	
※(2)、(3)及び(4)は令和7年3月31日までは努力義務。		はいればならない。 ⑥ 地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第10号)附則第2条において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。	
22 緊急時等の対応 従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の	亚94世条例	(17) 家刍時の対 広(其淮第98条)(第三の3)	適 • 否
提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等 の必要な措置を講じなければならない。	90第201条	(報子の)が、(基年第28年)(第二20年) 従業者が現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。	
23 支給決定障害者に関する市町村への通知	亚瓜田夕屋	17 士仏外 貴陸 本土 7 日 ト 7 七 m + ト 。 ヘマト (甘 ※ k が へっ タ)	
サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障 害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、	90第201条 の22(第90 条準用)	(7) 支給決定障害者に関する市町村への通知(基準第88条)(第五の3) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(14)を参照されたい。 (参考)第四の3の(14) 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるを2部できることにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	· 否
24 管理者の責務			

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	遃	否
らない。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従 者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行 ものとする。	90第201条 の22(第68 条第1項準 用) 平24県条例 90第201条	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に基準第三章第四節(運営に関する基準)	適	• 1
受託居宅介護サービスの提供				
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 ービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護	90第201条	② 受託居宅介護サービスの提供(基準第213条の18)(第十五の5の(3)) ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置 基準第213条の18第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。	適	•
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託 宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供し 場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービ の内容等を文書により報告させなければならない。	90第201条	イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告 基準第213条の18第2項は、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居 宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介 護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を 文書により報告させることとしたものである。		
運営規程				
部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サース利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておなければならない。 - 事業の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 入居定員 - 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 - 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サース事業所の名称及び所在地 - 入居に当たっての留意事項 - 緊急時等における対応方法 - 非常災害対策 - 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合に当該障害の種類 - 虐待の防止のための措置に関する事項 - その他運営に関する重要事項	90第201条 の19	② 運営規程(基準第213条の19)(第十五の5の(3)) 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(8)を参照されたい。なお、外語でス利用型指定共同定と活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める介護 リービス事業所の名称及び所第5号)。 ② 入居定員との入居定員であるとは、別名のは、第3の(7)) 人居定員とは、サラライト型住居のより、との入居定員には体験利用に係るの大には体験利用をである。)。 ② 入居定員には体験利用に係る利用しておること。 ② 入居定員には体験利用に係る利用しておること。 ② 入居定員には体験利用に係る利用しておること。 ② 入居定員には体験利用に係る利用しておること。 ② 入居定使用しておること。 ② 入居定使用しておること。 ② 入居定使用しておること。 ② 入居定で使用しておること。 ② 入居に受けるものであるに変異ないのもを記載する場合にのよるに変異ない。 の、との入居に定して、第3号)(第2号)(第3号)の大路に関連を記載するにでは、第第ののは、基準にの人は、当時であるに変異ない。 が第5条に、のより、第5分のよど、第5分のに対しても同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同様とする。)(第3号)(第3号)の大路に関連を記載する場合に対している共同を記載する。)の入居定員には、サラライト型に居の入居定員に対している共同を記載する。 のであること。 ないで、今まで使用していること。	適	-

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		③ 指定共同生活援助の内容(第4号)(第十五の3の	
		(7)) 指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、 入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る 支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害 福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で 必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、 その旨明記しておくこと。	
		⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類(第7号)(第三の3の(20))指定居宅介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。	
		⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)(第三の3の(20))「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定してい	
		るところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する担当者の選定	
		イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するため の研修の実施(研修方法や研修計画など)	
		オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること等を指すものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。	
		④ その他運営に関する重要事項(第10号)(第十五の3の(7))	
		外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。	
A. ガンロム人がリー・・・ 上型と			
27 受託居宅介護サービス事業者への委託	亚04旧夕尼	□ 五式尺少公益斗、バッ古や土、ホチン /甘油州のハク □	· 本
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。	90第201条	利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービ ス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス	適 · 否
(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。	平24県条例 90第201条 の20第2項	事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。	
(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護 サービスの種類は指定居宅介護とする。	90第201条	ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は	
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。	90第201条	受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。	
(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託 居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び 指揮命令を行うものとする。	90第201条	a 当該委託の範囲 b 当該委託に係る業務(以下④において「委託業務」という。)の実施に当たり遵守すべき条件	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託 居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に 確認し、その結果等を記録しなければならない。	90第201条	c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十六章第六節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨	
		d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託 業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得 る旨	
		e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託 業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようdの 指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外 部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨	
		f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在	
		g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアのc及 びeの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。	
		ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアのdの指示は、文書により行わなければならないこと。	
		エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第 213条の22において準用する基準第75条第2項の規定に基づ き、アのc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければ ならないこと。	
		オ 1の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。	
		カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、 法第36条第1項及び規則第34条の19第1項の規定に基づき、 当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サー ビス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事 に提出しなければならないこと。	
		ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。)附則第3条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第5条に基づき、平成26年4月1日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。	
		キ 基準第213条の20第5項は、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務に ついて必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指 揮命令には、基準第213条の22により準用される第28条の緊 急時の対応、第36条の秘密保持等、第40条の事故発生時の対 応及び第35条の2の身体拘束等の禁止の規定において求めら れている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助 の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっ ても遵守されることを確保する旨が含まれていること。	
	I .		

28 勤務体制の確保等

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用 平24県条例 **⑤ 勤務体制の確保等**(基準第213条の21) 者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を 90第201条 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の(9)の提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事 の21第1項 ①及び③を参照されたい。 (余表) 第4五の2の(0) らない

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部 平24県条例 また、基準第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部 90第201条

(参考) 第十五の3の(9)

制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ご とに明確にすること。

共同生活援助(外部利用型)

滴 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	
サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護 サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定 共同生活援助を提供しなければならない。	の21第3項	安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに 担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共 同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。	
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	90第201条	③ 研修への参加 同条第5項は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助 事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会 を計画的に確保することを規定したものである。	
(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲	90第201条	④ 同条第6項の規定は、基準第33条第4項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(22)を参照されたいこと。	
を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防		(参考) 第三の3の(22)	
止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義定を介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅おりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、次のとよりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、とする。なお、セクシュアルハラスメントについては、大のとに留意すること。	
		ア 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容 は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業 主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	
		b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に 対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等に より、相談への対応のための窓口をあらかじめ定 め、従業者に周知すること。	
		なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	
		イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい 取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの 著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止 のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うこ とが望ましい取組の例として、適相談に応じ、適切 に対応するために必要な体制の整備、②被害者への 配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対 応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実 施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定さ れているので参考にされたい。	

適否

29 業務継続計画の策定等

症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サー ビス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するた の22 (第34 ① 基準第33 条の2は、指定共同生活援助事業者は、感染症 めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 条の2第1項 画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 |準用) 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

90第201条

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染 平24県条例 (23) 業務継続計画の策定等(基準第33条の2) (第三の 3)

> や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定共 同生活援助の提供を受けられるよう、指定共同生活援助の提 供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。 を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対 して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しな ければならないこととしたものである。なお、業務継続計画 の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2 に基づき指定共同生活援助事業者に実施が求められるもので あるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差 し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業 者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び 訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるように することが望ましい。

> ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業 所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガ イドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然 災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。ま た、想定される災害等は地域によって異なるものであること から、項目については実態に応じて設定すること。なお、感 染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げ るものではない

感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に а 向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚 接触者への対応、関係者との情報共有等)
- 災害に係る業務継続計画
 - 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水 道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品 の備蓄等)
- b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制 等)
- 他施設及び地域との連携

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業 平24県条例 ③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の 者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 90第201条 な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

条の2第2項 る。 準用)

具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必 の22 (第34 要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとす

従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年 1回以上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に 研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染 症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施する ことも差し支えない。

的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 90第201条 計画の変更を行うものとする。

準用)

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、定期 平24県条例 ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が 発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画 の22 (第34 に基づき、指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認、 条の2第3項 染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的 (年1回以上) に実施するものとする

> なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染 症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施する ことも差し支えない。

> 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないもの の、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら 実施することが適切である。

30 支援体制の確保

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者 | 平24県条例 | (10) 支援体制の確保(基準第212条の2) (第十五の3) の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことがで 90第201条 きるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関 の22 (第 係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければ 200条の2 ならない。

進用)

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、サービス の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地 方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等 を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等によ り、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び 支援の体制を整えなければならない旨を規定したものであ る。

	主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
--	---------------------	-------	--------------	----

31 定員の遵守

活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて 入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでない。

90第201条 の22 (第 200条の3 準用)

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生 平24県条例 (11) 定員の遵守(基準第212条の3) (第十五の3) 運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活 住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこ ととしたものである。

否

32 非常災害対策

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火 設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるととも 非常災害に関する計画は、外部サービス利用型指定共 同生活援助事業所の置かれた状況に応じて、火災、風水 条第 害、地震及び津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関用) する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及 び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しな ければならない。

90第201条 の22 (第72 条第1項準

平24県条例 (19) 非常災害対策 (基準第70条) (第四の3) 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策

否

否

の実施等その対策に万全を期さなければならないこととした ものである。 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」

関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練

- は、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定さ れた設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなけれ ばならない。
- (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常 災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練 90第201条 を行わなければならない。
 - 用) 平24県条例
- 平24県条例 ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(こ の22 (第72 れに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処 条第2項準 するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれ に基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定 められる者に行わせるものとする。

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得 られるよう連携に努めなければならない

90第201条 の22 (第72 ④ 条第3項準 用)

条第1項準

条第2項準

用)

用)

- 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、 火災等 の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとる よう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住 民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力しても らえるような体制作りを求めることとしたものである。
- ⑤ 基準第70 条第3項は、外部サービス利用型指定共同生活 援助事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施 に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努め ることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民 との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に 当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐ など、より実効性のあるものとすること。

33 衛牛管理等

- 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な 90第201条 指定療養介護 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健 の22 (第92 参照されたい。 康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなけ ればならない。
- 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当 該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感 90第201条 染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次の の22 (第92 各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 指針を整備すること。
- 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に おいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん 延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防 止のための訓練を定期的に実施すること。

利用 | 平24県条例 | **(9) 衛生管理等 (基準第90条)**

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(20)を

(参考) 第四の3の(20) (基準第71条)

基準第71条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の 平24県条例 保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者 が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から 守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感 染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきこ とを規定したものであり、このほか、次の点に留意するもの とする。

- 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生 及びまん延を防止するための措置等について、必要 に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常 に密接な連携を保つこ
- 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染 症対策、レジオネラ症対策等については、その発生 及びまん延を防止するための措置について、別途通 知等が発出されているので、これに基づき、適切な 措置を講じるこ
- 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。

※通知

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の 推進について」

「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底につ

「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発につい て」

共同生活援助(外部利用型)

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		② 基準第71 条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。	
		ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養しなどの機能となった。	
		養士又は管理栄養士)により構成する。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、 入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を 勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	
		感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。	
		なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	
		イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生 時の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理	
		(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。	
		また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。	
		ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための 研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普 及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指 針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うも のとする。	
		職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。	
		また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業 所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指 定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定 療養介護事業所の実態に応じ行うこと。	
		エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時 の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2 回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
34 協力医療機関等			
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。		(12) 協力医療機関等(基準第212条の4) (第十五の3) ① 基準第212条の4第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。 ② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(第	適・ 否
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。		3項) 共同生活住居の利用者における新興感染症の発生時等に、 感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築して おくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)法第6条第17項に規定す る第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感 染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとし	
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感望症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指規感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項はおいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努め	2 90第201条 の22(第 200条の4 第3項準 用)	たものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 ③ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合(第	
なければならない。 (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、協力 医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の 発生時等の対応について協議を行わなければならない。	90第201条	4項)	
85 掲示			
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外音サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけばならない。	90第201条 の22(第94 条第1項準 - 用)	(21) 掲示(基準第72条) (第四の3) 基準第72条の規定は、基準第35条と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(25)を参照されたい。(参考)第三の3の(25) ① 基準第35条第1項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資い場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことをのであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	適 · 否
に規定する事項を記載した書面を当該外部サービス利用雪	型 90第201条 ご の22(第94	② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者 又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事 業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることが できることを規定したものである。	
36 身体拘束等の禁止		I	
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外音 サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、系		(26) 身体拘束等の禁止(基準第35条の2)(第三の3) ① 基準第35条の2第1項及び第2項は、利用者又は他の利	適・否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
	平24県条例 90第201条	除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。	
拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ	90第201条 の22(第36 条の2第3項	② 同条第3項第1号の「身体海体では、大いないのがあるというない、ないでは、できないがは、できないが、できないいが、できないいいいが、できないいが、できないいが、できないいが、できないいいが、できないいが、できないいいいいいが、できないいいが、できないいいが、できないいいいいいいいいが、できないいいいいいいいが、できないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	
二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。		③ 同条同項第2号の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。		④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における指針に基づ	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	遃	适 否
		き、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該外部 サービス利用型指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研 修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上) するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研 修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要であ る。 なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修		
		でお、研修の実施に当たっては、事業所内で打り職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。		
87 秘密保持等				
用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	90第201条 の22(第37	(27) 秘密保持等(基準第36条) (第三の3) ① 基準第36条第1項は、外部サービス利用型指定共同生活 援助事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。	適	· 否
者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない よう、必要な措置を講じなければならない。	90第201条	② 同条第2項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に対して、過去に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。		
外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、 利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらか じめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておか	90第201条 の22(第37	③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
38 情報の提供等				
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	90第201条 の22(第38 条第1項準		適	• 2
	90第201条			
39 利益供与等の禁止				
対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用	90第201条 の22(第39 条第1項準	(28) 利益供与等の禁止(基準第38条)(第三の3) ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。	適	• 否
相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは 他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者か ら、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金	90第201条 の22(第39	② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。		

否

40 苦情解決

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その 平24県条例 (29) 苦情解決 (基準第39条) (第三の3) 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利 90第201条 用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するた の22 (第40 は、 めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な 条第1項準 措置を講じなければならない。

用)

① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」 とは、 具体的に 相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所におけ る苦情を解決するための措置を講ずることをいうものであ 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内 容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望まし

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項 平24県条例 ② の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し 90第201条 なければならない。

の22(第40 条第2項準 用)

同条第2項は、苦情に対し外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため 当該苦情(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提 供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、苦情

がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認 識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向け た取組を自ら行うべきである。

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その 平24県条例 ③ 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法 90第201条 第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書 その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員から の質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業 用) 所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及 び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調 査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ ればならない。

の22 (第40 条第3項準

同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村 が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることか 市町村が、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営 基準上、明確にしたものである。

(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その 平24県条例 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法 90第201条 第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは外部 サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類 条第4項準 その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員から 用) の質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し て知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改 善を行わなければならない。

(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その 平24県条例 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法 90第201条 第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若 しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又 条第5項準 は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共用) 同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の 検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して 知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、 は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又 は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、知 事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3 90第201条 項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長の22 (第40 に報告しなければならない。

(7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会 福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の 90第201条 規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなけ ればならない。

の22(第40

の22 (第40

平24県条例 条第6項準 用)

条第7項準 用)

平24県条例 ④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会 90第201条 の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決につ の22 (第40 いて相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委 員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできる だけ協力することとしたものである。

事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活

援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村

及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な

措置を講じ、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生

活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行わなければならないこととしたものであ

41 事故発生時の対応

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用 平24県条例 (30) 事故発生時の対応(基準第40条) (第三の3) 者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に より事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家 族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければな 条第1項準 らない。

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項 平24県条例 の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録 90第201条 しなければならない。

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用 平24県条例 ① 者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に 90第201条

90第201条 利用者が安心して外部サービス利用型指定共同生活援助の提 の22 (第41 供を受けられるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助 用)

の22 (第41 条第2項準 用)

る。 このほか、次の点に留意するものとする。

利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援 助の提供により事故が発生した場合の対応方法につい

適 • 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	の22(第41 条第3項準 用)	ては、あらかじめ外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、賠償す(保険に加入しておくことが望ましいこと。賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。部別・の対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理(リスカマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	

条の2準

用)

42 虐待の防止

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、虐待の発 平24県条例 生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 90第201条 講じなければならない。 の22 (第41

- 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に おける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図ること。
- 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に おいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(31) 虐待の防止 (基準第40条の2) (第三の3) 同条第第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3 つがある

- ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労 働環境・条件を確認・改善するための実施計画づく り、指針の作成)
- ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こり やすい職場環境の確認等)
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその 疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割 分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置) を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員に は、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等 も加えるよう努めるものとする

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可で あるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の 管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数 は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する ことが必要である。

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催す ことが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係 する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差 し支えない。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、報告、改 善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止の ための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然 防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者 の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要 である。

具体的には、次のような対応を想定している。

なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切 に記録の上、5年間保存すること。

- 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場 合、当該事案について報告するための様式を整備す ること
- 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を 記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- 虐待防止委員会において、イにより報告された事
- 例を集計し、分析すること。 = 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等 を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、 当該事例の再発防止策を検討すること
- 労働環境・条件について確認するための様式を整 備するとともに、当該様式に従い作成された内容を 集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底 すること
- 再発防止策を講じた後に、その効果について検証 すること。
- ② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は次のよう な項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが 望ましい。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適	否
		ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関す る基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方 針		
		キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施可ることが重要である。また、研修の実実施は、施設することが必要である。なお、研修の実実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3		
サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分 9 するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事	90第201条	(3) の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 (32) 会計の区分(基準第41条)(第三の3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。	適	• 否
 4 記録の整備				
(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業 著者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかな は ければならない。 (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用 著名に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に 9 関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型 は 指定共同生活援助を提供した日から五年間保存しなければ	90第201条 の22(第77 条第1項準 用) 平24県条例 90第201条 の22(第77	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第75条第2項により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該共同生活援助を提供した。	適	· 否
二 第201条の22において準用する第55条第1項に規定するサービスの提供の記録 三 第201条の22において準用する第90条に規定する市町 村への通知に係る記録 四 第201条の22において準用する第36条の2第2項に規 定する身体拘束等の記録		なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準第75条については、共同生活援助における食材料費に関して一定の透明性を確保する観点から、利用者から徴収した食材料費にかかる記録を含むものとすること。 ① 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する記録ア 基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型		
五 第201条の22において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録 六 第201条の22において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		大同生活援助計画		
変更の届出等				
を文の届山寺 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービ ※	法第46条第		適	否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定める ところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け 出なければならない。			

第1項

45 電磁的記録等

(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作 成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 この条例の規 90第211条 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている 又は想定されるもの

(第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十 四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第 九十五条の五、第百二十三条、第百四十九条、第百四十九 条の五、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十 条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百九十 四条の十二、第百九十四条の二十並びに第二百十条第一項 において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十四条第 -項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び 第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第百 十条、第百十条の四、第百二十三条、第百四十九条、第百 四十九条の五、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七 二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百 九十四条の十二、第百九十四条の二十、第二百一条、第三百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一 項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、 第百四条第一項(第百十条の四において準用する場合を含 む。)、第百九十八条の三第一項(第二百一条の十一及び第 百一条の二十二において準用する場合を含む。)及び次 項に規定するものを除く。)

こついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。

(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、 説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下 「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書 面で行うことが規定されている又は想定されるものについ 当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相 手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性 に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。)によることができる。

平24県条例 2 文書の取扱いについて (1) 電磁的記録について

> 基準第224 条第1項は、指定障害福祉サービス事業者及び その従業者(以下「事業者等」という。) の書面の保存等に 係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定す る書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うこ とができることとしたものである。

- ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ま たは磁気ディスク等をもって調製する方法によるこ
- ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法
- 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電 子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等 をもって調製するファイルにより保存する方法
- 書面に記載されている事項をスキャナ等により読 み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク 等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ③ その他、基準第224 条第1項において電磁的記録 により行うことができるとされているものは、①及 び②に準じた方法によること
- また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保 護委員会「個人情報の保護に関する法律についての ガイドライン」等を遵守すること。

(2) 電磁的方法について

基準第224条第2項は、書面で行うことが規定されている 又は想定される交付等(交付、説明、同意、締結その他これ に類するものをいう。)について、当該交付等の相手方の利 便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者 事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲 げる電磁的方法によることができることとしたものである。

電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに 準じた方法によること

- 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合 には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に 代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁 的方法により提供することができる。この場合にお いて、当該事業者等は、当該文書を交付したものと みなす
- 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b) に掲げるもの
- (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を 通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録する方法
- (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ ァイルに記録された基準第9条第1項に規定する重 要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に 供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け ない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨 を記録する方法)
- 磁気ディスク、 シー・ディー・ロムその他これら に準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお ことができる物をもって調製するファイルに基準 第9条第1項に規定する重要事項を記録したものを 交付する方法
- アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記 録を出力することによる文書を作成することができ るものでなければならない。
- アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使 用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう
- エ 事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に 規定する重要事項を提供しようとするときは、あら

平24県条例 90第211条

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		かじめ、当該利用の種類をでいる。 本でいる電磁的方法の電話を行った。 本でいるでは、いい。 本でいるでは、でいる。 本では、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいる。 をでいたよるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいる。 本では、では、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいる。 本では、一の場の方式では、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいる。 本では、ののものでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいる。 をでは、ののものでは、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、では、といるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、でいるに、で	